

令和8年度千葉県人権教育促進事業委託 企画提案募集要項

1 事業の趣旨

(1) 目的

同和問題をはじめとした、子どもや障害者等をめぐる人権問題に係る教育的課題の解決を図るため、これらに関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、人権教育に関する理解及び認識を深めるための啓発活動を実施することにより、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権教育を推進する。

(2) 選定方法

企画提案を募り、審査委員会の選考を経て1団体を決定し、事業を委託する。

2 公募する事業

(1) 事業名

令和8年度千葉県人権教育促進事業

(2) 委託事業の内容

(別添) 令和8年度千葉県人権教育促進事業委託 企画提案仕様書のとおり

3 応募資格

応募できる団体は、不特定多数の者の利益の増進に寄与する社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体で下記の要件を満たす団体とする。

- (1) 県内に事務所を有し、県内を中心に広域的に活動を実施していること。
- (2) 人権教育業務に関し、事業実績があること。
- (3) 人権教育業務を適切に実施する能力がある人権教育推進員を十分確保していること。
- (4) 人権教育業務を適切に実施するための組織体制及び関係機関とのネットワークが整っていること。
- (5) 定款や規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団でないこと。暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

4 応募受付

- (1) 応募期間：令和8年2月3日（火）から令和8年2月25日（水）
午後5時まで（必着）

- (2) 応募方法：○ちば電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

○持参

○郵送

○電子メール（ファックスでの応募は、受け付けない）

- (3) 提出部数：1部
- (4) 応募書類：提出された企画提案書は返却しない。必ず写しを取っておくこと。
- ① 企画提案書（様式第1号）
企画提案の概要（事業概要、事業を実施する上での基本方針等）を記載すること。
 - ② 経費見積書（様式第2号）
別紙様式の区分ごとに、具体的に記載すること。
 - ③ 団体に関する調書（様式第3号）
 - ④ 団体目的等についての確認書（様式第4号）
 - ⑤ 相談活動・啓発活動に係る実績調書（様式第5号）
 - ⑥ 事業実施場所の概要（様式第6号）
当該事業を実施する主な場所の概要（主なアクセス、事業日、相談等受付時間、平面図等）を記載すること。
 - ⑦ 相談体制計画（様式第7号）
 - ・仕様書に基づき、効果的な相談対応の方法・人権課題の分野及び配置人権教育推進員等を記載すること。
 - ・別紙「人権教育推進員調書」により、人権教育推進員の実績等を記載すること。
 - ⑧ 団体の定款又は規約並びに直近の決算書
 - ⑨ その他提案事業を理解するため参考となる資料（団体の会報、パンフレット等）
- (5) 応募先・問い合わせ先
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課
住所：〒260-8662 千葉県千葉市中央区市場町1-1
電話：043-223-4071（教育振興部生涯学習課社会教育班）
FAX：043-222-3565（教育振興部生涯学習課社会教育班）
電子メール：kysho3@mz.pref.chiba.lg.jp（教育振興部生涯学習課社会教育班）
- (6) 募集要項及び企画提案書等（提出書類）の入手方法
募集要項及び企画提案書等の書式については、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育班において配布する。
また、千葉県ホームページ「入札等の公告（物品・委託等）」
（<http://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/buppin-itaku/nyuusatsukoukoku/index.html>）からダウンロードできる。

5 応募書類の審査及び採用の決定

(1) 審査方法

応募期間内に提出された企画提案書等の書類をもとに、審査委員会（県庁内で実施）において選考基準に基づき審査する。なお、企画提案書の内容には団体の秘密及び個人情報に関する事項が含まれているため審査は非公開で行う。

① 書面審査

県教育庁に提出された企画提案書について、実務担当者による書面審査を行

い、審査委員会に参考資料として提出する。なお、必要に応じて実務担当者によるヒアリングを行う。

② 審査委員会による審査

企画提案者からのプレゼンテーションを行い、企画提案書等の内容とともに総合的に判断し、最も優れた企画提案者を選定する。

(2) 審査基準

審査に当たっては、以下の審査基準を重視し、総合的に評価、選考する。

- ① 事業の企画内容が効果を期待できるものとなっているか。
- ② 事業計画に具体性と実現性があるか。
- ③ 提案した事業を確実に遂行できる、組織体制や活動実績等があるか。
- ④ 相談体制及び人権教育推進員の人選は適切か。
- ⑤ 提案した業務の実施に意欲や熱意はあるか。

(3) 選考結果の通知

審査結果については、採用の可否を決定し各提案者に通知する。

6 委託契約

選考により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件等について、協議、合意した後に委託契約を締結する。

(1) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 契約にあたっての主な留意事項

- ア 採用された提案書の内容については、必要に応じて内容の一部を変更及び修正する場合がある。
- イ 最終的な業務委託仕様書は、提案された企画内容をもとに県が作成する。
- ウ 契約にあたっては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めること。なお、千葉県財務規則第99条第2項第1号から第7号に該当する場合には、契約保証金は免除する場合がある。
- エ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- オ 委託料の支払いは、精算払いを原則とするが、前金払によることもできる。
- カ 受託者は委託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。さらに、県は、必要と認めるときは、受託者に対して当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

(3) 委託料の上限額

7,086千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※上記委託金額は、令和8年2月県議会において、令和8年度当初予算が成立することを前提としたものであり、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約を締結しない場合がある。

7 スケジュール（予定）

令和8年2月3日（火）～	県庁HPに募集公告
2月3日（火）～	2月25日（水）
	企画提案書等受付、書面審査
3月中旬頃	審査委員会による審査
4月1日（水）	委託契約締結

※不採用となった場合は、再公募期間を7日間設け、再審査を行う。

8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格のない者が企画提案書を提出した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合
- (3) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

9 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書は必要に応じて複写する。ただし、使用は県庁内での検討に限る。
- (2) 企画提案書の記入は日本語及び日本通貨で記載する。
- (3) 応募に要する経費は、応募者の負担とする。
- (4) 業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 提出された企画提案書は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがある。
- (6) 質問事項がある場合は、別添「質問書」に記入の上、令和8年2月16日(月)午後5時までに必ず届くように、原則として電子メールにより4(5)の問い合わせ先まで送付すること。また、送付後、電話により電子メールが届いていることを確認すること。

なお、質問に対する回答は、令和8年2月19日(木)までに、千葉県教育委員会ホームページ「千葉県人権教育促進事業委託に係る企画提案の募集について」に掲載する。